

すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（事業） 第2条 福祉保健センターは、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)～(6) 〔略〕 (7) 休日応急診療施設の管理に関すること。 (8) 地域福祉の振興に関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 （施設） 第3条 福祉保健センターには、次の施設を設ける。 (1)～(6) 〔略〕 (7) 休日応急診療に必要な施設 (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設 2 〔略〕 （開館時間等） 第4条 福祉保健センター（児童デイサービス施設及び障害者生活介護施設を除く。次条において同じ。）の各施設の開館時間等は、次表のとおりとする。ただし、指定管理者（第15条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、これを変更することができる。 表 〔略〕 備考 休日応急診療施設の開館時間等は、区長が別に定める。 （高齢者在宅サービスセンターの特例等） 第14条 〔略〕 2 〔略〕 3 第1項第5号及び第6号に掲げる者がサービスセンターを利用しようとするときは、	〔同左〕 第2条 〔同左〕 (1)～(6) 〔略〕 (7) 障害児（者）の歯科相談に関すること。 (8) 〔同左〕 (9) 〔同左〕 (10) 〔同左〕 〔同左〕 第3条 〔同左〕 (1)～(6) 〔略〕 (7) 障害児（者）歯科相談室等障害児（者）の歯科相談に必要な施設 (8) 〔同左〕 (9) 〔同左〕 2 〔略〕 〔同左〕 第4条 〔同左〕 表 〔略〕 備考 歯科相談施設及び休日応急診療施設の開館時間等は、区長が別に定める。 〔同左〕 第14条 〔略〕 2 〔略〕 3 第1項第5号及び第6号に掲げる者がサービスセンターを利用しようとするときは、

指定管理者の承認を受けなければならない。 この場合においては、<u>第6条</u>の規定を準用する。 4～10 〔略〕 11 前3条の規定は、サービスセンターを利用する者について準用する。 12 〔略〕	指定管理者の承認を受けなければならない。 この場合においては、<u>第7条</u>の規定を準用する。 4～10 〔略〕 11 <u>第11条</u>から<u>第13条</u>までの規定は、サービスセンターを利用する者について準用する。 12 〔略〕
---	--

付 則

この条例は、令和6年11月5日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。